## 研究支援コンピュータ賃貸借に係る一般競争入札公告

山梨県富士山科学研究所が発注する研究支援コンピュータ賃貸借に係る契約は、一般競争入 札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和5年11月16日

山梨県富士山科学研究所副所長 河西 博志

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 賃貸借する物品等の名称及び数量 研究支援コンピュータ 一式
  - (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
  - (3) 履行期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日
  - (4) 履行場所 山梨県富士山科学研究所 山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾 5597-1

## 2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 参加資格要件

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこと とされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。)
- エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者
- カ この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る 指名停止等措置要領」(平成10年4月1日) に基づく指名停止の措置を受けてい る日が含まれている者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立て、又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがされ ている者(更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこ と。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年3月8日山梨県告示第67号)の二に定める競争入札に参加できる者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

(郵便番号) 400-8501

(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

(機関名) 山梨県出納局管理課調度担当 (電話番号) (055)223-1395

## 3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号 403-0005

山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1

山梨県富士山科学研究所総務·企画課

電話0555-72-6211

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和5年12月8日(金)までの山梨県の休日を定める条例 (平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。) を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の 場所において交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

令和5年11月30日(木)から令和5年12月13日(水)までに3の

(1) の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年12月22日(金)午前11時

富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1

山梨県富士山科学研究所本館2階第2·3会議室

(5) 郵送による入札

入札書の送付は書留郵便で行い、令和5年12月21日(木)午後5時までに3の(1)の場所へ必着すること。

なお、封筒には「令和5年12月22日午前11時開札 山梨県富士山科学研 究所新図書システム用サーバ機器等賃貸借に係わる入札書在中」と朱書きすること。

(6) 入札方法

契約期間全体の総額で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に 違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った 入札その他山梨県財務規則 (昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## 4 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。 また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 長期継続契約

この公告に係る契約は「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算につき減額又は削除があった場合は、契約期間内であっても当該契約を解除することがある。

(3) 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2又は109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 違約金の有無 有
- (6) 前払金の有無 無
- (7) 最低制限価格の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書による